

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成30年9月28日(金) 午前9時30分から午前10時45分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席13名、欠席6名)】  出席委員：1番藤田一義委員、3番大島博委員、6番松澤一久委員、7番加藤久雄委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員</p> <p>欠席委員：2番片山敏隆委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】  出席委員：8番伊井一夫委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席14名)</p>
出席職員	舟本農業委員会事務局次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	13番 委員
	14番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて

No.7～No.10 4件

報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて

No.15～No.16 2件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.36～No.45 10件

### 日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3017～No.3020 4件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

No.4001～No.4002 2件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5021～No.5027 7件

議 第4号 農用地利用集積計画案について

No.154～No.212 59件

議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.31～No.32 2件

議 第6号 別段面積（下限面積）の設定について

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

下記のように会議録を調製し、委員署名後はホームページ等にて公開してよろしいでしょうか。

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は2番片山敏隆委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員の6名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>また、本日は推進委員の8番伊井委員からもご出席いただいています。</p> <p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、13番土沢委員及び14番伊藤委員を指名いたします。</p> <p><b>日程第2＝報告事項</b></p> <p><b>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;</b></p>
議長	<p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>7番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆6.61㎡について、住宅敷地になっております。</p> <p>8番根知地区の件ですが、栗山地内の21筆3,963.91㎡について、山林・原野化、住宅敷地、道路敷地になっております。</p> <p>9番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆211㎡について、ため池になっております。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>10 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆2,867㎡について、転用許可に基づき、ブロック製作ヤード敷地に転用済です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>木島係長</p>	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>15 番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆1,388㎡について、2筆が遠距離のため、1筆が災害により耕作できなくなったため、休耕するものです。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>16 番上早川地区の件ですが、北山地内の8筆731㎡について、労力不足のため、休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>木島係長</p>	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>36 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,119㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>37 番大和川地区の件ですが、大和川地内の15筆4,006㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方が耕作します。</p> <p>38 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆264㎡について土地所有者の都合のため解約し、その後は売買します。</p> <p>39 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆409㎡について、土地</p>

	<p>所有者の都合のため解約し、その後は売買します。</p> <p>40 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の1筆488㎡について、農地転用をするため解約し、その後は農地転用します。</p> <p>41 番糸魚川地区の件ですが、寺島1丁目地内の1筆107㎡について、賃借人が亡くなったため解約し、その後は自作します。</p> <p>42 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の3筆943㎡について、農地転用をするため解約し、その後は農地転用します。</p> <p>43 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆1,125㎡について、農地転用をするため解約し、その後は農地転用します。</p> <p>44 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆871㎡について、農地転用をするため解約し、その後は農地転用します。</p> <p>45 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆726㎡について、農地転用をするため解約し、その後は農地転用します。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思えます。</p>
	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b></p>
議長	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p>
	<p>3017 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆784㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は市道厚田岩野線付近の場所です。譲渡人は、県外に居住のため耕作できないことから、近接地に居住している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法</p>

第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3018番大和川地区の件ですが、大和川、厚田地内の6筆2,012㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は市道正山線及び市道厚田中央線付近の場所です。譲渡人は、県外に居住のため耕作できないことから、近接地に居住している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3019番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆76㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は県道仙納徳合線沿いの場所です。譲渡人は、県外に居住のため耕作できないことから、規模拡大したい譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、磯部地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3020番能生地区の件ですが、桜木地内の1筆270㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は市道栄桜木西線沿いの場所です。譲渡人は、耕作が困難なため、耕作を依頼している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、

議長	<p>農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>4001番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の1筆488㎡について、共同住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道牛伏道線沿いの場所です。申請人は、高齢により申請地を耕作できず後継者もないため、土地有効活用を考え、共同住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)(都市計画法の用途地域、準工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>4002番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆288㎡について、貸駐車場及び農機具置場のため転用したいものです。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道大坪線沿いの場所です。申請地は、申請人の母が畑として耕作していましたが、高齢のため農地として管理できないため、貸駐車場及び農機具置場としたいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)(都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>

議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<b>&lt;議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b>
議長	議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。
小林主査	説明いたします。9頁をご覧ください。
	5021 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆39㎡について、住宅敷地のための、永年の賃貸借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、県道湯之内河内梶屋敷停車場線沿いの場所です。譲受人は、昭和52年10月に申請地に住宅を建築したが、敷地内の一部が農地であることが判明したため申請するものであり、併せて始末書も提出されています。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。
	5022 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆458㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道牛伏道線付近の場所です。譲受人は、西海地区の住宅から勤務先に通勤しているが、冬期間は除雪で不便なため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-a-(a)（道路要件：市道牛伏道線（幅員5m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に、地域振興局及び糸魚川総合病院が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。
	5023 番糸魚川地区の件ですが、押上1丁目地内の1筆142㎡について、住宅敷地の拡張のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道西北4号線沿いの場所です。譲受人は、住宅敷地が狭いため、申請地を譲り受け、来客用駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第一種

住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5024 番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の1筆372㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道烏山1号線沿いの場所です。譲受人は、駅北大火で自宅を焼失したが、自宅のあった場所が復興支援の事業地となったため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5025 番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の1筆165㎡について、住宅敷地のための、永年の賃借権設定です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、市道道保団地3号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパート住まいであるが、子どもの成長に伴い手狭となるため、申請地を借り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5026 番能生地区の件ですが、能生地内の2筆375㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.11をご覧ください。申請地は、市道駅南環状線沿いの場所です。譲受人は、現在雇用促進住宅に入居しているが、手狭となったため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5027 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆556㎡について、資材置場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.12をご覧ください。申請地は、市道須沢東部環状線沿いの場所です。譲受人は、土木業を営んでいるが、U字溝や単管などの土木用資材置場が不足しているため、申請地を譲り受け、資材置場としたいものです。農地の区分は、

	<p>エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、59件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、松澤委員の案件を先に審議しますので、松澤委員、退席をお願いします。</p> <p>〔松澤委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。15頁をご覧ください。</p> <p>174番西海地区の件ですが、田中地内の1筆713㎡について、更新するものです。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔松澤委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>154番下早川地区の件ですが、田屋、西谷内地内の4筆2,694㎡について、更新するものです。</p>

- 155 番下早川地区の件ですが、上出地内の5筆4,822㎡について、更新するものです。
- 156 番下早川地区の件ですが、東塚地内の3筆4,928㎡について、更新するものです。
- 157 番上早川地区の件ですが、土塩地内の4筆4,464㎡について、更新するものです。
- 158 番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田地内の28筆24,866㎡について、更新するものです。
- 159 番上早川地区の件ですが、中林地内の1筆346㎡について、更新するものです。
- 160 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆774㎡について、更新するものです。
- 161 番上早川地区の件ですが、大平地内の5筆3,525㎡について、更新するものです。
- 162 番西海地区の件ですが、市野々地内の5筆6,135㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 163 番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆4,689㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 164 番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆693㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 165 番西海地区の件ですが、市野々地内の6筆10,710㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 166 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆3,654㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 167 番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆877㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 168 番西海地区の件ですが、市野々地内の2筆3,390㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 169 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆838㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 170 番西海地区の件ですが、市野々地内の1筆1,878㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 171 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,363㎡について、

更新するものです。

172 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,016㎡について、更新するものです。

173 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆636㎡について、更新するものです。

175 番西海地区の件ですが、真木地内の2筆1,460㎡について、更新するものです。

176 番糸魚川地区の件ですが、押上2丁目、南押上2丁目地内の6筆2,082㎡について、更新するものです。

177 番糸魚川地区の件ですが、東寺町1丁目、南寺町2丁目地内の3筆1,398㎡について、更新するものです。

178 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺2丁目地内の3筆1,003㎡について、更新するものです。

179 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の4筆1,488㎡について、更新するものです。

180 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の8筆3,877㎡について、更新するものです。

181 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,411㎡について、更新するものです。

182 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆766㎡について、更新するものです。

183 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,361㎡について、更新するものです。

184 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆1,062㎡について、更新するものです。

185 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆1,530㎡について、更新するものです。

186 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,078㎡について、更新するものです。

187 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆3,048㎡について、更新するものです。

188 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆224㎡について、更新するものです。

189 番根知地区の件ですが、上野地内の3筆504㎡について、更新するものです。

190 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆3,154㎡について、更新するものです。

191 番根知地区の件ですが、和泉地内の3筆8,194㎡について、更新するものです。

192 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆6,081㎡について、更新するものです。

193 番根知地区の件ですが、山口地内の5筆5,474㎡について、更新するものです。

194 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆2,272㎡について、更新するものです。

195 番磯部地区の件ですが、徳合地内の4筆2,286㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

196 番磯部地区の件ですが、徳合地内の8筆1,963㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

197 番能生地区の件ですが、桜木地内の7筆2,520㎡について、更新するものです。

198 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆2,344㎡について、更新するものです。

199 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,859㎡について、更新するものです。

200 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆1,049㎡について、更新するものです。

201 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆1,886㎡について、更新するものです。

202 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆2,785㎡について、更新するものです。

203 番能生谷地区の件ですが、大沢、藤後地内の3筆6,536㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

204 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆669㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

205 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆1,260㎡について、

	<p>借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>206 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆2,813㎡について、更新するものです。</p> <p>207 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の4筆4,550㎡について、更新するものです。</p> <p>208 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の2筆931㎡について、更新するものです。</p> <p>209 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆469㎡について、更新するものです。</p> <p>210 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,407㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>211 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆2,690㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>212 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆1,788㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b></p> <p>議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。25頁をご覧ください。</p> <p>31 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆5,097㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>32 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆1,788㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>

<p>議長 加藤委員</p>	<p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>農地番号をみると、この二つ似かよった場所なのですが、地籍からいくと大和川の A さんが全部やった方がいい気がしますが、いかがでしょうか。T 地区の B さんが大和川まで来るよりは、と感じました。</p>
<p>議長</p>	<p>B さんが借りているところは面積も多いし、地元の人ができるのが本当はいいのでしょうか、B さんもやる気があればということになります。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>実は、大和川地区は、開田・ほ場整備地で、B さんも元々そこを耕作してしまして、開田の地区は、実はよそから来て耕作している方が多くて、そこに土地を持っている方、地元の方が意外と少なく、担い手も様々な形で構成されている地区なので、実際は A さん、B さんも集積、集約を考えてやられておりますので心配ないかと思えます。</p> <p>できれば全部まとめてやればいいと思いますが、皆さんで計画を立ててやっていると思われまますのでその辺は大丈夫かと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、ご意見ございませんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第 3 の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第 4 のその他に入ります。</p>
<p>議長 小林主査</p>	<p>&lt;議第 6 号 別段面積（下限面積）の設定について&gt;</p> <p>議第 6 号 別段面積（下限面積）について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。別紙をご覧ください。</p> <p>議第 6 号農地法の規定による別段の面積の設定について、農地法施行規則第 17 条第 2 項により、空き家に付随する遊休農地の下限面積について、遊休農地の解消と新規就農を促進するために適当と認められる面積を 1 平方メートルとしたいものです。詳細は先月の総会でご説</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>明したとおりになります。  只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。  〔「なし」と呼ぶものあり〕  異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>ア 次期農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10/31(水) 午前9時30分～ 201・202 会議室</li> </ul> <p><b>イ その他</b></p> <p>  渇水対策について</p> <p>  全国農業新聞について</p>
<p>舟本次長</p> <p>伊藤主査</p>	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。  慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>